

阿寒町 一般廃棄物最終処分場

維 持 管 理 計 画 書

H13.7月

1. 管理体制

(1)人員

阿寒町最終処分場の運転管理は委託管理とし、受入管理、埋立・覆土及び汚水処理施設の運転管理を委託している。

(2)勤務態勢

勤務時間、公休日については、表－1に示すとおりとする。

表－1 人員配置

勤務時間		公休日
月曜日 ～ 金曜日	08:00～17:00	① 土・日曜日、祝日 ② 年末年始

2. 日常作業

日常作業については、表－2に示すとおりとする。

3. 保守点検状況

各設備・装置の保守点検は、表－3に示す内容で行い、点検年月日、点検内容、点検結果を記録する。

点検により機能低下、損傷等のおそれがあると認められた場合は、講じた措置の内容と措置年月日を記録する。

表-2 日常作業

工 程	時 作 業	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
		受 入	搬 入				←	→				
埋 立 処 理	搔 均 し、覆 土				←	→						
汚 水 処 理	運 転	←										→
	脱 水 ケ ー キ 搬 出					←	→					

表-3 保守点検

	保守点検場所	周期	保守点検内容
受入設備	計量装置	毎日	作動状況
埋立処分地施設	擁壁	1回/月	目視による確認
	堰堤	1回/月	目視による確認
	処分地周囲側溝	1回/月	詰まり
	調整池	1回/月	目視による確認
汚水処理設備	モーター、ポンプ本体、配管	1回/年	圧力、水漏れ、振動、異音破損、亀裂、腐食
	水槽類	1回/月	破損、亀裂、汚泥堆積

4. 管理計測

(1)管理計画

日常の管理・計測は、各種管理日報並びに以下に示す内容で実施する。

a.受入

- ①搬入量 計量機で計量を行い、1日の搬入量を搬入ごみの種類毎に記録、月毎に集計する。

b.埋立

- ①覆土量 搬入の際に計量機で計量を行い、覆土量を記録、月毎に集計する。

- ②重機運転時間 運転時間を日報により記録する。

- ③燃料使用量 燃料使用量を月毎に集計する。

c.浸出水処理

- ①汚水流入量 汚水処理施設の流入流量計により記録、月毎に集計する。

- ②放流量 汚水処理施設の放流流量計により記録、月毎に集計する。

- ③電力使用量 電力計により計測し、1日の使用量を記録し、月毎に集計する。

- ④用水使用量 積算流量計により計測し、1日の使用量を記録し、月毎に集計する。

- ⑤薬品使用量 薬品投入量計により計測し、1日の使用量を記録し、月毎に集計する。

- ⑥各部電流値 主要装置の電流値を読みとり、一定時間毎に記録する。

d.モニタリング井

- ①地下水水質 モニタリング井の記録データを月毎に集計する。

(2)定期検査

本施設では、水質の測定分析を外部の分析業者に委託して定期的を実施する。内容及び測定頻度は、表-4に示すとおりとする。

検査記録には、対象水の採取場所、採取年月日を記載する。

表-4 定期検査項目及び頻度

対象水	埋立開始前	埋立期間中	埋立終了後廃止まで
対象水	・周縁の地下水	・周縁の地下水 ・浸出水処理水	・周縁の地下水 ・浸出水処理水
採取場所	モニタリング井(2ヶ所)	モニタリング井(2ヶ所) 放流ピット	モニタリング井(2ヶ所) 放流ピット
検査頻度 (地下水)	1回	1回/年*1)	1回/年*1)
検査項目 (地下水)	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ベンゼン、セレン、電気伝導率、塩化物イオン濃度、水素イオン濃度、ダイオキシン類濃度		
検査頻度 (処理水)	—	1回/月*2)	1回/6ヵ月*3)
検査項目 (処理水)	—	アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ベンゼン、セレン及びその化合物、水素イオン濃度、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、ふっ素含有量、大腸菌群数、ダイオキシン類濃度	
測定者	委託	委託	委託

*1)地下水における pH、電気伝導度については、常時監視を行う。

*2)pH、BOD、SS、大腸菌群の検査頻度は1回/月とする。

*3)pH、BOD、SS、大腸菌群の検査頻度は1回/3ヵ月とする。

5. 災害防止のための計画

(1)火災防止

火災が生じた場合は、防火水槽からポンプアップにより処分場内に放水する。

(2)漏水防止

処分場には電気式の漏水検知システムを設置し、保有水が破損した場合は、自動的に警報を発するとともに、破損位置を表示させる。

モニタリング井により、地下水の水質変化（水温、pH 及び電気伝導率）を常時監視する。

(3)飛散防止

フェンスにより飛散防止を図っている。

(4)悪臭防止

悪臭が発生する場合は、防臭剤の散布を行う。

(5)害虫駆除

害虫が発生する可能性が有る場合は、防虫剤の散布を行う。

6. ごみの搬入

本施設に搬入される埋立対象物は、可燃ごみ、不燃ごみ、焼却残渣及び下水汚泥である。

可燃ごみ、不燃ごみについては、収集対象区域である町内全域から、下水汚泥は下水処理施設から搬入される。焼却残渣については、平成 21 年 4 月から稼働が予定されている、釧路市に設置される広域ごみ処理施設からの搬入となる。

施設に搬入される時間帯は、08:30～16:00 である。

(1)搬入の方法

可燃ごみ	:	4t パッカー車
不燃ごみ	:	2～4t 平ボディトラック
焼却残渣	:	焼却施設の稼働にあわせて決定する。
下水汚泥	:	2～4t 平ボディトラック

(2)搬入の経路

収集ごみの搬入は町内全域から搬入される。下水汚泥の搬入は図-1 に示す経路で搬入する。焼却残渣については、焼却施設の稼働時期にあわせ、搬入ルートを決する。

放流水の水質等について
周辺地域の生活環境保全のため達成することとした数値

pH	6.5～8.5
BOD	20mg/l 以下
SS	10mg/l 以下
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下
ダイオキシン類濃度	10pg-TEQ/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l 以下
有機燐化合物	1mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l 以下
シアン化合物	1mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下
ジクロロエチレン	0.2mg/l 以下
四塩化炭素	0.02mg/l 以下
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下
1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/l 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l 以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下
チウラム	0.06mg/l 以下
シマジン	0.03mg/l 以下

チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
ベンゼン	0.1mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/l 以下
フェノール類含有量	5mg/l 以下
銅含有量	3mg/l 以下
亜鉛含有量	5mg/l 以下
溶解性鉄含有量	10mg/l 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/l 以下
クロム含有量	2mg/l 以下
ふっ素含有量	15mg/l 以下

設計上達成することができる放流水の水質、
その他の生活環境への負荷に関する数値

	設計上達成することができる放流水の水質	備 考
PH	6.5~8.5	中和槽での処理を厳密に行うことにより pH を設定する。
BOD	20mg/l 以下	生物処理設備及び凝集沈殿設備の併用により BOD 濃度を達成する。
SS	10mg/l 以下	砂ろ過処理設備を設置することにより SS 濃度を達成する。
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	消毒設備により大腸菌群の濃度を達成する。
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l 以下	SS の高度除去によりダイオキシン類濃度を達成する。
上記以外の排水基準項目	許容限度以下	埋立対象物が限定されるため、処理水に有害物質は含まれないと考えている。

設計上達成することができる放流水の水質と設計値及び基準値との比較

	基準値	設計上達成することができる放流水の水質
pH	5.8～8.6	6.5～8.5
BOD	60mg/l 以下	20mg/l 以下
SS	60mg/l 以下	10mg/l 以下
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3,000 個/ml 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l 以下	10pg-TEQ/l 以下
上記以外の排水基準項目	環境省令に定める排水基準値	許容限度以下